

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年12月2日付けで不在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年11月24日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「伊奈学園総合高等学校の平成28年度入学者選抜（以下『当該選抜』という。）における募集人員・出願者数・受検者数（欠席含まず、学力検査受検数）・入学許可候補者数（合格者）・実質倍率の各数値を『学系別に』開示してほしい。

※ 教育政策課実施の『平成27年12月15日調査の進路希望状況調査』及び『彩の国さいたま公立高校ナビゲーション』における『志願者倍率等情報サービス』さらに指導課がまとめる最終的な『入試結果情報』にて公開されるもの。」

- (2) これに対し実施機関は、平成27年12月2日付けで、本件開示請求に対する公文書は存在していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成27年12月10日付けで、実施機関に対し、本件処分につき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成28年3月24日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を

受けた。

- (5) 当審査会は、平成28年4月22日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成28年5月20日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

次の理由により募集人員決定の仕組みを改善した上での開示を求めるため、異議申立てを行う。

(2) 異議申立ての理由

ア 埼玉県立伊奈学園総合高等学校（以下「本件高校」という。）の入学者選抜方法は、平成24年度入試より学系別単独選抜に変わった。しかし、埼玉県ホームページにて「学系別」の情報が公開されない。受検者が本件高校の学系を選んだり、他校と比較したりする際、普通科の学系合算値だけの公表では不公平と不透明さが生じる。普通科の中の学系という区分とはいえ、出願時に一つの学系を選ぶため、学科やコースの区別と同じく別々に数値を示すのが自然かつ必要である。

例えば、平成27年10月の進路希望状況調査では本件高校の倍率が前年同時期の1.56倍から1.64倍に上昇している。ただし、これは本件高校普通科全体の調査のため、中には倍率が低下している学系があるかもしれない。あるいは、ある学系だけ極端に倍率が上昇しているかもしれない。このようなことが実際に起き得るため、誤解を与えることになる。「進路希望状況調査」や「志願者倍率等情報サービス」は、受験生が志望校を選択する上での貴重な情報になっている。その貴重な情報に誤解を与えかねないものが含まれていてもよいものか。

イ 本件処分の開示しない理由に「学系別の募集人員は、選抜の直前に出願者数を勘案して学系ごとに決定される」とあるが、本件高校普通科全体の募集人員は変わらないため、ある学系が募集人員を1クラス分増やすと、別の学系のいずれかは募集

人員を1クラス減らさなければならない。直前に1クラス削減された学系の倍率は急上昇することになるが、この1クラス削減された学系に出願した生徒は募集人員が削減されたことを知ることができない。

ウ 学系別単独選抜になる前の第二志望、第三志望の学系への入学許可が認められていた時点では、直前の学系別募集人員決定の仕組みは機能していたかもしれない。

しかし、学系別単独選抜に変わったと同時に募集人員は他校の学科やコース別と同様に、個々の学系ごとに公表すべきだったはずである。

エ 今後実施される調査に対する開示請求になるが、情報の性質上、実施されてからの請求では情報の意味を失ってしまうため、今回は事前に請求する形をとった。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件高校は、普通科の中に7つの学系を持つ高校である。募集人員、出願者数、倍率等は普通科として公表しており、それぞれの学系別に公表していない。学系別の人員は学力検査後に、出願者の数等を勘案して決定される。そのため募集人員、倍率等は出願時には決定していない。

(2) 不開示理由について

当該選抜は平成28年3月に実施されるため、出願者数・受検者数・入学許可候補者数・実質倍率の各数値は決定しておらず、公文書は存在しない。

また、本件高校の当該選抜における学系別の募集人員は学力検査の後、選抜の直前、出願者の数等を勘案して学系ごとに決定されるため、公文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に対して実施機関が公文書は存在していないことを理由として行った公文書不開示決定である。これに対して、申立人は、募集人員決定

の仕組みを改善した上での開示を求める旨主張する。

実施機関の説明によれば、当該選抜における学系別の募集人員は、選抜の直前に出願者数を勘案して学系ごとに決定されるので、公文書は存在しない。また、「平成27年12月15日調査の進路希望状況調査」は、平成27年12月15日に実施され、当該選抜は、平成28年3月に実施されるので、出願者数・受検者数・入学許可候補者数・実質倍率の各数値は決定しておらず、公文書は存在していないとのことである。

そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分の妥当性について検討する。

(2) 埼玉県立高校の募集人員などの公表について

埼玉県立高等学校の平成28年度入学者選抜については、「平成28年度入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」を平成27年7月に、募集人員を平成27年10月23日に公表した。また、平成27年10月1日及び12月15日に行われた中学3年生進路希望調査の結果は、それぞれ平成27年11月及び平成28年1月に公表した。さらに、平成28年2月半ば以降に行われた願書提出、志願先変更、学力検査、入学許可候補者発表のそれぞれのタイミングで、実施機関のHP「彩の国さいたま公立高校ナビゲーション」で志願者数や倍率の速報値を公表するとともに、報道機関に資料提供し、新聞等に掲載された。

(3) 本件高校の募集人員などの公表について

本件高校は昭和59年に全国に先駆けて普通科に総合選択制を導入した高校であり、「普通科」の1学科の中に7つの学系を設定して教育活動を行っている。1学年に20ホームルームあり、生徒は、学系ごとのクラスではなく、学系を横断して均等に各ホームルームに配分される。共通科目は各ホームルームで受講するが、選択科目は別の教室で受講している。

本件高校は学系ごとに出願を受け付けており、学系ごとに選抜が行われているが、上記(2)の各タイミングでは、学系ごとの募集人員や志願状況は公表されておらず、普通科全体として募集人員や志願状況のみが公表されている。

(4) 本件処分の妥当性について

当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

本件高校の生徒募集は「普通科」として行っているが、入学選抜は「普通科」の枠内で、受検者の能力・適性を「学系」の観点も併せて評価することを目的として学系ごとに行っている。上記(3)のとおり、本件高校では、特色のあるクラス編成を行っており、学系ごとの募集人数を受検者数に応じて柔軟に増減できる。多様な学系を確保し、学校の特色を維持する理由などもあることから、学系ごとの募集人員は、あらかじめ固定することなく、志願が確定して3月に学力検査を実施した後に、学系ごとの過去の生徒数や当該年度の受検者数などを基に決定される。従って、各学系の倍率は、3月の学系ごとの合格者の決定後に初めて決まるものである。

中学3年生進路希望調査は、平成27年10月1日及び12月15日に行われたが、普通科全体としての調査にとどまり、本件開示請求の時点においては、学系ごとの希望者数は存在せず、公文書は存在しない。

同様に、当該選抜は、平成28年3月に実施されたが、本件開示請求の時点においては、出願者数・受検者数・入学許可候補者数・実質倍率の各数値は決定しておらず、公文書は存在しない。

以上の実施機関の説明によれば、申立人が本件開示請求を行った平成27年11月24日時点では、本件高校の学系ごとの募集人員・出願者数・受検者数・入学許可候補者数・実質倍率の各数値は存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事情は認められない。

そのため、本件開示請求時点において、対象文書は存在しないとして行った本件処分は妥当である。

ただし、実施機関の説明によると、当該選抜に係る学系ごとの出願人数については「平成28年度入学者選抜出願人数」、受検者数及び合格者数については「入学者選抜・学系選択状況について」という文書（以下「当該文書」という。）が存在するとのことであり、実施機関から提出された当該文書を審査会が見分したところ、

本件高校の学系ごとの出願人数、受検者数及び合格者数が記載されていることが判明した。

条例第14条第3項によると「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。」とされている。当該文書は、本件開示請求の対象文書として、当該選抜に係る出願人数確定後又は合格者発表後に開示できることは明らかであったため、当該文書が当該選抜に係る出願人数確定後又は合格者発表後に開示できることについて、本件処分の通知に付記することも考えられる。

しかし、実施機関によると、申立人が当該文書の開示を求めていることについて本件処分を行う前に確認したとのことである。そのため、出願人数確定後又は合格者発表後に当該文書を開示できることを本件処分に付記しなかった事情については理解できるものである。

なお、申立人は、本件高校の募集人員決定の仕組みを改善するよう主張するが、当審査会は、本件高校の募集人員決定の仕組みについて判断するものではなく、条例に基づく本件処分の妥当性について審議を行うものであるため、当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月24日	諮問を受ける（諮問第284号）

平成28年 3月24日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成28年 4月22日	実施機関から説明及び審議（第二部会第116回審査会）
平成28年 5月20日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第二部会第117回審査会）
平成28年 6月24日	審議（第二部会第118回審査会）
平成28年 7月 8日	審議（第二部会第119回審査会）
平成28年 9月16日	審議（第二部会第120回審査会）
平成28年10月20日	答申